

社会福祉法人 松光会
役員等報酬基準規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松光会（以下「法人」という。）の役員等の報酬に関する事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席など、法人の業務を行う場合に、別表1の通り報酬を支給する。
- (2) 監事監査を行った監事については、別表2の報酬を支給する。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改廃)

第5条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人松光会の議決及び評議員会の審議を経るものとする。

(実施日)

第6条 この規程は、平成29年4月1日から実施する。

別表1 役員等の報酬

日額 5,000円（所得税控除後）

別表2 監事の報酬

日額 30,000円（所得税控除後）